

板橋区へ大山駅西地区のまちづくり に関する提言がありました!



発行
板橋区都市整備部拠点整備課
令和2年1月



◎ これまでの経緯

商店街や町会等で構成される「大山駅西地区地区計画検討会（以下、検討会という）」では、平成28年11月から計16回にわたり、商店街のにぎわいを継承し、安全・安心に住み続けられるまちを目指してまちづくりのルール（地区計画）について議論してきました。

このたび、区は令和2年1月9日に検討会から「大山駅西地区の地区計画に関するまちづくりの提言」を受けました。



提言の提出の様子

大山駅西地区の地区計画に関する まちづくりの提言

大山駅西地区 地区計画検討会

◎ まちづくりのルールへの「提言書」をまとめました!!

商店街や町会等で構成した『大山駅西地区 地区計画検討会』では、平成28年11月より、商店街のにぎわいを継承し、安全・安心に住み続けられるまちをめざしたまちづくりのルールとしての地区計画の検討を進めてきました。

このたび、大山駅西地区の地区計画の基本的考え方を整理した「まちづくりの提言」をとりまとめましたので、ここにご報告いたします。

◎ 地区でのまちづくりの経緯

大山駅周辺では、平成26年策定の「大山まちづくり総合計画」に基づき、都市計画道路補助第26号線、市街地再開発、駅前広場、東武東上線の鉄道立体化などの事業が進められています。

これらの事業による将来的な基盤整備の推進にあわせて、検討会ではまちの将来像の共有を図り、地区計画で盛り込む、まちづくりのルールについて検討を進めてきました。



◎ 「提言書」の構成

「提言書」は全6ページで、内容は右表の構成になっています。



主な内容	ページ
対象エリア	2ページ
大山駅西地区がめざす 将来イメージ	3,4ページ
地区計画で導入を 検討すべきルール	5,6ページ

令和2年1月

「大山駅西地区の地区計画に
関するまちづくりの提言」の表紙

○ 提言の概要

「大山駅西地区の地区計画に関するまちづくりの提言」では、次の①～⑦の項目が地区計画で導入を検討すべきルールとして提案され、さらに地区の将来イメージについても示されています。

- ①-1 商店街通り沿道での1階部分の住居等の制限(右欄参照)
- ①-2 補助第26号線沿道での1階部分の住居等の制限(右欄参照)
- ② 商業地区にふさわしくない用途の制限
- ③ 補助第26号線沿道での外壁や屋根の色彩制限
- ④ 補助第26号線沿道での屋外広告物等の形態・意匠の制限
- ⑤ 住宅地区での隣地境界線からの壁面後退(右欄参照)
- ⑥ 住宅地区にふさわしくない用途の制限
- ⑦ 住宅地区でのブロック塀等の制限

〔 導入を検討すべきルールの具体例 〕

① 建築物の沿道1階部分の住居制限

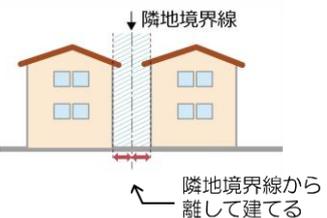
商店街通りと補助第26号線(*)の沿道では賑わいの維持のため、通りに面する1階部分に住居等を設けないこと



(*) 既存住宅の建替え等は除きます。

⑤ 隣地境界線からの壁面後退

住宅地区では、建物の密集化を防ぎ、ゆとりを確保するため、建物の外壁面を隣地境界線から50cm以上離すこと



○ 今後に向けて

今後板橋区は、今回ご提出いただいた提言、大山まちづくり総合計画、アンケート調査や意見交換会でのご意見を参考に、区として地区計画の案をまとめて参ります。地区計画の策定に関してご質問がある場合は下記の連絡先までお寄せください。



今後のスケジュール(予定)

- ◆ 大山駅西地区地区計画の内容については、板橋区のホームページにてご確認いただけます。検索で「**大山駅西地区地区計画について**」と入力して、ご覧ください。

〈 お問い合わせ先 〉



板橋区 都市整備部 拠点整備課 大山まちづくり第一グループ
 【電話】 03-3579-2449 【FAX】 03-3579-5437
 【E-mail】 t-o-machi1@city.itabashi.tokyo.jp

